

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から同年 12 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間当時、自分が A 町役場で国民年金に加入し、保険料も同役場の窓口で支払ったと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号の前に同番号が払い出されている任意加入者の資格取得日及び申立人に係る A 町の被保険者名簿の記録から、昭和 63 年 9 月 26 日から 64 年 1 月 4 日までのいずれかの日と推認され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について、昭和 63 年 8 月以降に A 町役場で行ったとしているところ、戸籍の附票によれば、申立人は同年 8 月から 64 年 1 月 4 日までの間、A 町に住所を有していたことが確認できる上、同町は、「年度途中に加入手続を行った場合でも、発行した納付書により、役場窓口で保険料を納付することは可能だった。」としていることから、申立人の国民年金加入及び保険料納付に関する主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①を 44 万 6,000 円、申立期間②を 67 万 2,000 円、申立期間③を 42 万 5,000 円、申立期間④及び⑤を 67 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 16 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 16 年 7 月 22 日
④ 平成 16 年 12 月 24 日
⑤ 平成 17 年 12 月 26 日

私は、申立期間にA事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、これらの賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しから、申立人は、各申立期間にA事業所から賞与の支払いを受けていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 15 年、16 年及び 17 年の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の控除額を検証したところ、いずれの年についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料合計額を超え

る保険料が控除されていることが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写し及び上記給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額を基に算出した保険料控除額から、平成15年7月16日を44万6,000円、同年12月19日を67万2,000円、16年7月22日を42万5,000円、同年12月24日及び17年12月26日を67万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

山形厚生年金 事案 1267～1284（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、国（厚生労働省）の記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所（現在は、B事業所）が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された給料台帳から、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料台帳における厚生年金保険料控除額及び賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業所に係る同種の案件 18 件 (別添一覧表参照)

山形厚生年金1267～1284 別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
山形厚生年金1267	女		昭和32年生		平成16年7月31日	28万 円
					平成16年11月30日	40万 円
					平成17年3月31日	13万 9,000円
山形厚生年金1268	男		昭和34年生		平成16年7月31日	32万 円
					平成16年11月30日	45万 9,000円
					平成17年3月31日	15万 6,000円
山形厚生年金1269	男		昭和40年生		平成16年7月31日	29万 円
					平成16年11月30日	42万 9,000円
					平成17年3月31日	13万 9,000円
山形厚生年金1270	女		昭和22年生		平成16年7月31日	26万 円
					平成16年11月30日	39万 7,000円
					平成17年3月31日	13万 1,000円
山形厚生年金1271	女		昭和41年生		平成16年7月31日	22万 円
					平成16年11月30日	33万 円
					平成17年3月31日	10万 8,000円
山形厚生年金1272	男		昭和29年生		平成16年7月31日	24万 円
					平成16年11月30日	35万 1,000円
					平成17年3月31日	11万 5,000円
山形厚生年金1273	男		昭和37年生		平成16年7月31日	20万 円
					平成16年11月30日	29万 3,000円
					平成17年3月31日	9万 6,000円
山形厚生年金1274	女		昭和48年生		平成16年7月31日	19万 7,000円
					平成16年11月30日	29万 3,000円
					平成17年3月31日	9万 6,000円
山形厚生年金1275	女		昭和44年生		平成16年7月31日	19万 7,000円
					平成16年11月30日	29万 3,000円
山形厚生年金1276	男		昭和34年生		平成16年7月31日	20万 円
					平成16年11月30日	31万 2,000円
					平成17年3月31日	10万 2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
山形厚生年金1277	男		昭和45年生		平成16年7月31日	23万 5,000円
					平成16年11月30日	35万 1,000円
					平成17年3月31日	11万 5,000円
山形厚生年金1278	男		昭和30年生		平成16年7月31日	22万 円
					平成16年11月30日	33万 2,000円
					平成17年3月31日	11万 4,000円
山形厚生年金1279	男		昭和47年生		平成16年7月31日	20万 円
					平成16年11月30日	29万 3,000円
					平成17年3月31日	9万 6,000円
山形厚生年金1280	女		昭和50年生		平成16年7月31日	18万 円
山形厚生年金1281	女		昭和39年生		平成16年11月30日	17万 5,000円
					平成17年3月31日	8万 7,000円
山形厚生年金1282	男		昭和49年生		平成16年11月30日	10万 8,000円
山形厚生年金1283	女		昭和32年生		平成17年3月31日	8万 円
山形厚生年金1284	男		昭和29年生		平成17年3月31日	8万 8,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月30日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間の前後を通して株式会社Aに勤務しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Aの事業主の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できるとともに、同社から提出された平成11年3月分給与支給額計算明細表により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給額計算明細表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、24万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、株式会社Aは、平成11年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社に係る商業登記簿において、同日以降も法人格を有していたことが確認できる上、同社の事業主は、「本来、適用事業所でなくなった旨の届出は、平成11年4月1日とすべきだったが、同年3月30日と誤って届け出たため、申立人の被保険者資格喪失日も同日になってしまったものと思う。しかし、申立期間後も

事業は継続して行われていた。」と供述していることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を平成 11 年 4 月 1 日とすべきところ、同年 3 月 30 日と誤って届け出たことを認めている上、申立期間において株式会社 A は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月30日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、申立期間の前後を通して株式会社Aに勤務しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Aの事業主の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できるとともに、同社から提出された平成11年3月分給与支給額計算明細表により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給額計算明細表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、41万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、株式会社Aは、平成11年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社に係る商業登記簿において、同日以降も法人格を有していたことが確認できる上、同社の事業主は、「本来、適用事業所でなくなった旨の届出は、平成11年4月1日とすべきだったが、同年3月30日と誤って届け出たため、申立人の被保険者資格喪失日も同日になってしまったものと思う。しかし、申立期間後も

事業は継続して行われていた。」と供述していることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を平成 11 年 4 月 1 日とすべきところ、同年 3 月 30 日と誤って届け出たことを認めている上、申立期間において株式会社 A は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月30日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間の前後を通して株式会社Aに勤務しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Aの事業主の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できるとともに、同社から提出された平成11年3月分給与支給額計算明細表により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給額計算明細表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、株式会社Aは、平成11年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社に係る商業登記簿において、同日以降も法人格を有していたことが確認できる上、同社の事業主は、「本来、適用事業所でなくなった旨の届出は、平成11年4月1日とすべきだったが、同年3月30日と誤って届け出たため、申立人の被保険者資格喪失日も同日になってしまったものと思う。しかし、申立期間後も

事業は継続して行われていた。」と供述していることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を平成 11 年 4 月 1 日とすべきところ、同年 3 月 30 日と誤って届け出たことを認めている上、申立期間において株式会社 A は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1288 (事案 229、1016 及び 1141 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 1 月 6 日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は昭和 49 年 9 月から A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする事業所に提出した「履歴書」には、昭和 50 年 1 月から当該事業所で臨時勤務した旨の記載があり、同事業所が保管する「学歴経験年数調書」に記載された内容 (48 年 8 月から 49 年 12 月まで在家庭) と勤務期間が一致しているほか、同事業所では、同年 4 月から同年 12 月までの期間について、「申立人が勤務していたことを確認できる関連資料は無い。」としており、申立期間の勤務実態は確認できないこと、ii) 申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた二人から聴取したものの、同年 4 月から同年 12 月までの期間における勤務実態を確認できる供述は得られないこと、iii) 申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は上記の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、保険料控除を示す新たな資料の提出や周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成 22 年 7 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は再申立ての審議結果に納得できないとし、申立てを行っ

ているが、保険料控除を示す新たな資料や周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、平成 22 年 12 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、オレンジ色の年金手帳に「厚生年金保険」及び「昭和 49 年 9 月」と書かれた水色の紙が貼ってあったとし、当該用紙は、社会保険事務所（当時）で貼付され、記載された日付は厚生年金保険被保険者資格の取得日であると思われると主張し、申立てを行っているが、申立人は、当該用紙を所持していない上、年金事務所では、申立人が主張するような取扱いが行っていない旨回答していることから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から同年 10 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、A校を卒業した昭和 41 年 3 月から同年 10 月までB事業所のC課で臨時社員として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間の一部について、B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に対し、申立期間当時に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「申立人は、昭和 41 年 3 月 1 日付けでC課の臨時社員として採用され、同年 7 月 31 日付けで雇用期間満了により退職したが、それ以降の勤務期間は確認できない。また、当事業所が保管する健康保険加入者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の保険料控除対象者の明細は残されておらず、保険料控除の有無は不明である。」旨回答しており、厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び供述等は得られない。

また、申立人は、「当時、C課には自分と同様にA校を卒業したばかりの女性臨時社員がいた。」として同僚一人の名前を挙げているところ、当該事業所が保管する人事記録によると、当該同僚は申立人と同様に、昭和 41 年 3 月 1 日付けで臨時社員としてC課に採用となり、同年 7 月 31 日付けで雇用期間満了により退職していることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人がC課に勤務していたとして名前を挙げた3人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる10人の合計13人に対し、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を照会したところ、10人から回答を得られたが、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、このうち前述の臨時社員は、「当時は厚生年金保険には加入しておらず、A事業所の担当者から加入に関する聞き取りや説明もなかった。」旨回答しているほか、別の一人は、「私は、昭和41年3月から42年3月まで臨時社員としてC課に勤務したが、厚生年金保険に加入したのは41年8月からであった。」旨回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に係る健康保険被保険者整理番号に申立人の加入をうかがわせる欠番は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1290（事案 208 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月頃から 47 年 8 月頃まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、新たな同僚の氏名が分かったので、再度調査し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする A 株式会社の後継事業所である B 株式会社は、関係資料が無いとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について供述が得られないこと、ii) 申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険の加入の有無に関する具体的な供述が得られないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の加入記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いこと、iv) 申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、厚生年金保険料の控除の事実が確認できなかったことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな同僚の氏名が分かったとして、再申立てを行っているが、当該同僚は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私が代表取締役を務める株式会社Aは、平成 11 年 4 月から同一企業グループである株式会社Bの傘下に入るため、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨の届出をしたが、本来、同年 4 月 1 日として届け出なければならなかったところ、同年 3 月 30 日と誤った届出をしてしまった。

申立期間の前後を通じて勤務場所や勤務内容に変更は無く、店舗も継続して営業を行っていた。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの商業登記簿により、申立人は平成 10 年 5 月 31 日に同社の代表取締役に就任し、22 年 5 月 30 日に同役を重任していることが確認できることから、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

また、株式会社Aから提出された平成 11 年 3 月分給与支給額計算明細表により、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成 11 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は同日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、不自然な処理は行われておらず、社会保険事務所（当時）の不合理的な処理は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、私は株式会社Aの代表取締役であったが、社会保険の事務手続は社会保険労務士に委託していた。」と供述してい

るが、申立人が同社の事務全般に係る決定権を持ち、同社の厚生年金保険に係る事務手続についても知り得る立場にあったと考えられることから、申立人が同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出及び被保険者資格喪失に係る届出事務に全く関与していなかったとは考え難い。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。